

海外渡航・留学についてのガイドライン

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、新規の海外渡航・留学を制限しています。海外渡航・留学に係るガイドラインは、以下のとおりです。

今後、外務省による各国の状況を踏まえた危険情報・感染症危険情報や、我が国における海外からの帰国者に対する水際対策措置等を踏まえながら、更に状況が改善されましたら、適宜、ガイドラインを見直す予定です。

【海外渡航・留学のガイドライン】

- ※ 学会・国際会議出席のための海外渡航においては以下1～9、その他の海外渡航・留学においては以下1～10の条件が確認できていること。
- ※ なお、渡航までの間に状況の変動が生じた場合、大学が渡航の中止、中断を指示する可能性がある。この場合に生じたキャンセル料等については、原則、学生本人の自己負担となるため、その事を了承の上、渡航準備を進めること。

1. 渡航先国及び経由国について、外務省の危険情報・感染症危険情報がいずれもレベル1以下であること。但し、外務省の感染症危険情報がレベル2以上の場合であっても、以下の1)～4)の全てを満たす対象者については、海外渡航・留学の開始を認めることとする。なお、1)～4)を満たさないものであっても、渡航目的の重要性等に鑑み部局長が認めた場合は、渡航を許可される場合がある。

[海外渡航・留学を認める場合]

- 1) 渡航目的／内容が以下イ)～ハ)のいずれかである
 - イ) 留学又は現地受入機関のある研究派遣（非常時に受入機関の支援を受けられることを確認していることを前提とする*。）
 - ※非常時の受入機関からの支援については下記項目10を満たすことで確認。
 - ロ) 外国人留学生在が母国において就学・研究活動等を行うための渡航
 - ハ) 学会・国際会議出席のための渡航又は現地受入機関のない調査等のための渡航で、教職員が帯同するもの。なお、博士（後期）課程在籍学生については帯同不要とし、単独での渡航も認める。
 - 2) 渡航先国・地域について、以下の全てを満たすこと。
 - 感染症危険情報がレベル2または3であるが、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響である。
 - 海外安全情報の危険情報がレベル1以下である。
 - 3) 原則、新型コロナウイルスのワクチン接種が渡航日の15日前までに2回以上完了しており*1、かつ、接種を証明できる証明書等のエビデンスが提出できる者
 - 4) 別紙の確認項目の各条件を全て満たす者
2. 必要な査証の取得が可能であること。（通常、日本からの短期滞在者に対し査証免除が適用される国においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、査証免除の停止措置が取られている場合があるため、査証の要否を必ず確認すること。）
 3. 渡航先国及び経由国において、安全に入国及び経由が行える状況であること。（日本からの渡航、経由国からの渡航等に関する入国制限状況を確認すること。）
 4. 渡航先での行動制限*2（移動制限や自主隔離等）の状況及び受入機関における授業の開講状況、研究室での研究活動の状況等を踏まえ、目的とする活動（学会、授業履修、研究活動、研修、インターンシップ他）が十分行える状況であると判断できること。
 5. 渡航前に、渡航先での安全な宿舎が確保できていること。
 6. 渡航先で健康上の問題が発生した場合に受診できる医療機関が周囲にあることを確認できていること。また、渡航前に本学の推奨する「学研災付帯海外留学保険」に加入していること。

7. 渡航について、事前に誓約書において保証人となる保護者・家族・親族等からの承諾が得られていること。
8. 渡航先国への入国に際し、一定期間の隔離措置等、渡航先国政府及び受入機関の定める防疫事項について事前に確認し、これを遵守することを確約すること。
9. 日本への帰国に際し、入国後の自宅または宿泊施設での待機及び公共交通機関の不利用等、日本政府の定める防疫事項・水際対策の遵守することを確約すること。

【以下は、Ⅰ－Ⅰ】－ハ）に係る渡航は対象外】

10. 渡航先の受入機関の受入責任者（受入教員または受入に責任をもつ教職員）から、先方国滞在期間中の安全確保や滞在する安全な宿舍の確保等への支援について、文書（メールも可）による合意が得られていること。

（補足）

- *1：派遣学生の安全を確保する観点から、ワクチン接種を原則としますが、接種を行えない事情がある場合は、接種を強制するものではありません。個別の事情については、確認書を提出する際に申し出て下さい。なお、渡航先国においてワクチン接種を必須としている場合もありますので、渡航先国の大使館サイト等でよく確認してください。
- *2：各国の行動制限の状況については、下記外務省サイトおよび各国大使館サイト等をご参照ください。

【外務省サイト】 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

◆ガイドラインに係る確認書類の提出について◆

留学を希望する学生は「留学願」、その他の海外渡航を希望する学生は「海外渡航届」の提出時に、指導教員（指導教員のいない学部生においては学科長、以下「指導教員等」という）が作成した「海外渡航・留学ガイドライン遵守確認書」を及び、自身の作成した「留学・海外渡航にあたっての事前確認書」、「渡航誓約書」を各部局の教務係（連合農学研究科については学生係）宛に提出すること。

なお、指導教員等に「海外渡航・留学ガイドライン遵守確認書」の作成を依頼するにあたり、学生は、自身の作成した「留学・海外渡航にあたっての事前確認書」を指導教員に提出すること。（指導教員等は、学生から提出された「留学・海外渡航にあたっての事前確認書」の内容を確認の上、「海外渡航・留学ガイドライン遵守確認書」を作成します。）

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
- (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握している。
- (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
例：
 - ・相談できる機関
 - ・検査できる機関
 - ・受け入れ可能な医療機関
 - ・滞在先
- (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (8) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
- (9) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
- (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
- (11) 今後、留学先国・地域において(再)流行した際取るべき対応をシミュレーションしている。
- (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。
- (13) 感染症危険情報レベル2以上(レベル4を除く。)での渡航において奨学金等が支給対象となる今年度の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知した。